

# 名古屋税理士会昭和支部との協議会

令和7年6月18日(水)  
15:50～16:15  
瑞穂文化小劇場

## 1 税務署長挨拶

## 2 税務署からの連絡事項

### (1) 令和7年分予定納税額通知書の送付について

- イ 通知書発送日・・・・・・・・・・令和7年6月13日(金)
- ロ 第1期分の納期限及び振替日・・・・令和7年7月31日(木)
- ハ 減額申請提出期限・・・・・・・・・・令和7年7月15日(火)

### (2) 相続税 e-Tax の機能追加等について (資料1)

### (3) 「所得税の基礎控除の見直し等」について

### (4) 業務センターへの郵送等に関するお願いについて (資料2)

(5) インボイス登録センターの移転について (資料3)

名称	設置場所	
	令和7年7月6日まで	令和7年7月7日以降
名古屋国税局 インボイス 登録センター (052-747-4068)	〒461-0001 名古屋市東区泉一丁目17番8号	〒460-0001 名古屋市中区三の丸三丁目2番4号 名古屋第二国税総合庁舎

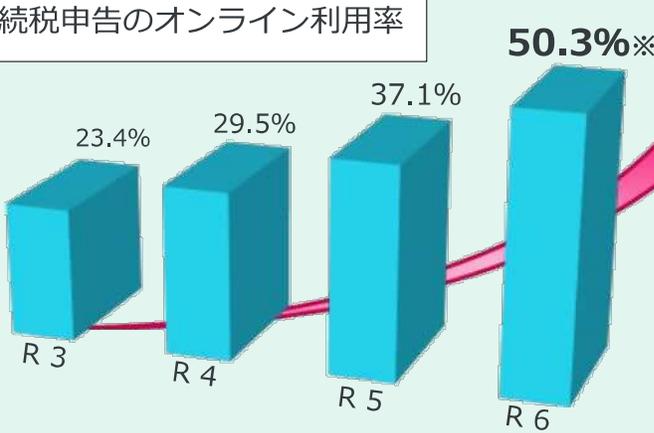
3 その他

税理士の皆さまへ

# 相続税e-Tax をご利用ください

相続税e-Taxを利用する場合の7つのポイントを裏面で紹介

相続税申告のオンライン利用率



▶ 利用率は3年前と比べて  
**2倍**に上昇!

※令和7年3月末時点の利用率(速報値)です。

税理士の皆さまからのご意見等を踏まえた利便性向上策

## 税理士による贈与税申告情報の確認 (R7.5~) **NEW**

- ◆ e-Taxのマイページにおいて、相続人が過去にe-Tax送信した贈与税申告情報の確認が可能 (R7.1~)
- ◆ 相続人と委任関係の登録を行った税理士も相続人のマイページから贈与税申告情報の参照が可能

## 添付書類等のスキャナ読取り要件の見直し (R7.4~) **NEW**

- ◆ イメージデータ (PDF) のカラー要件を見直し、**グレースケール (白黒など)** で送信可能
- ▶ 令和7年3月まではカラー階調 (いわゆる、フルカラー) によりスキャナ読取り等を行う必要がありました。

## 利用者識別番号確認手続の簡素化 (R6.12~) **NEW**

- ◆ 複数人分の利用者識別番号を**一度**の「変更等届出書」の送信で確認可能
- ▶ 利用者識別番号の有無等は税務署 (又は業務センター) から税理士に電話で回答

## 提出をお願いしている添付書類の削減 (R5.1~)

- ◆ 固定資産評価明細書、登記事項証明書、預貯金の残高証明書等は原則提出不要

### 「相続税e-Tax特設サイト」のお知らせ

- 相続税e-Taxに関するFAQや、利用者識別番号の確認方法など、参考となる情報を掲載しています。

Check!

閲覧は  
こちらから

相続税e-Tax  
特設サイト



# 相続税e-Taxを利用する場合の7つのポイント

## 申告書作成前の相続人への説明時

### 1 相続人の「利用者識別番号」を確認

- 利用者識別番号が不明な場合は「**変更等届出書**」をe-Tax送信
- 利用者識別番号の有無等を税務署又は業務センターから税理士に**電話**で連絡
- ※ パスワードの解除は不要です。



「変更等届出書」の入力方法

### 2 相続人に「委任関係の登録」について説明

- e-Tax上で「**委任関係の登録**」を実施
- ※ 「委任関係の登録」により相続人のe-Taxマイページ参照権限が税理士に付与されます。



委任登録の方法

◆ 納付が見込まれる場合には、ダイレクト納付利用届出書の準備いただくことをおすすめします。

## 相続税申告に必要なとなる資料の収集時

### 3 マイページから「贈与税申告情報」を確認

- 委任関係の登録を行った**相続人のマイページ**を参照
- 「贈与税関係」メニューから**贈与税申告情報**を確認
- ※ 確認できる情報はe-Taxで送信された申告に限ります。



マイページの贈与税申告情報

### 4 収集した書類はPDFで保管

- 収集した書類は**PDFで保管**
- ※ 相続人から預かった書類をスキャンしてPDF化。

## 相続税申告のe-Tax送信時

### 5 添付書類はイメージデータ（PDF）で送信

- イメージデータ（PDF）は**グレースケール（白黒など）**でも可能
- 1回の送信で**14MB**まで送信が可能（合計11回：最大154MBの送信が可能）



イメージデータで送信可能な添付書類

### 6 申告書の提出状況はe-Taxの受信通知で確認

- e-Tax受信通知画面から**申告書の提出状況**を確認
- 申告書の提出日時はいつでも確認が可能

## 相続税の納付時

### 7 相続税の納付もキャッシュレス

- キャッシュレス納付なら税務署や金融機関等への**窓口に行く必要なし**
- 税理士が納税者に代わって**ダイレクト納付**の手続を行うことが可能
- ※ ダイレクト納付を利用する場合は、**事前に**「ダイレクト納付利用届出書」の提出が必要となります。



納付手続

## e-Taxの事前準備・送信方法・エラー解消などの使い方に関するお問い合わせ

- WEBで解決  
e-Taxのご利用に当たって、皆さまから寄せられた質問を、e-Taxホームページへ掲載しています。e-Tax全般に関する質問につきまして、まずは「よくある質問（Q&A）」をご覧ください。
- 電話によるお問い合わせ  
e-Tax・作成コーナーヘルプデスク 0570-01-5901  
受付時間：月～金曜日 9：00～17：00（休祝日及び12月29日～1月3日を除く）



e-Taxに関するお問い合わせ先

## 税理士及び税理士法人等向けのよくある質問

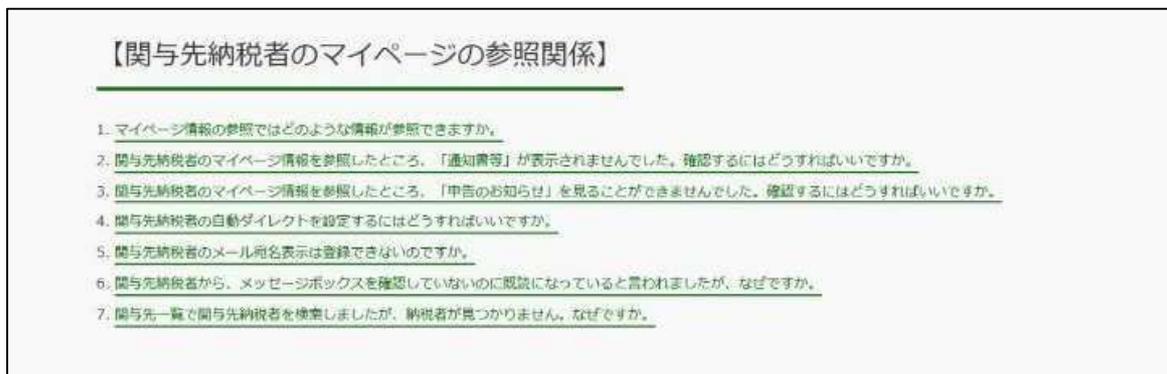
### ●税理士及び税理士法人等向けのよくある質問

[https://www.e-tax.nta.go.jp/toiawase/qaindex/yokuaru\\_08.htm](https://www.e-tax.nta.go.jp/toiawase/qaindex/yokuaru_08.htm)



### ●関与先納税者のマイページ情報の参照関係

[https://www.e-tax.nta.go.jp/toiawase/qaindex/yokuaru\\_08.htm#anc06](https://www.e-tax.nta.go.jp/toiawase/qaindex/yokuaru_08.htm#anc06)





## 業務センターへの郵送等に関するお願い

名古屋国税局では、「内部事務のセンター化（※1）」を実施しておりますので、次の事項について、御理解と御協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

なお、内部事務のセンター化は、納税者の皆様の所轄税務署を変更するものではありません。

- 内部事務のセンター化の対象となる税務署（裏面参照）に申告書、申請書及び添付書類等を提出する場合は、以下のとおり御対応いただきますようお願いいたします。
  - e-Tax（データ）により提出する場合は、従来どおり所轄税務署へ送信願います。
  - 書面により提出する場合は、業務センターへ郵送願います（※2）。
- 書面の申告書、申請書及び添付書類等を、業務センターへ直接持ち込むことはできません。
- 電話による税務相談や申告書、申請書等の用紙の送付は、業務センターでは行っておりません。
- 納税証明書の交付、面接による相談、現金による国税の納付などの窓口対応は、従来どおり所轄税務署で行います。
- 業務センターでは、納税者や税理士の皆様に対し、内部事務を処理するために電話や文書により問合せをさせていただくことがございます。

（※1） 「内部事務のセンター化」とは、事務の効率化等のため、複数の税務署の内部事務（申告書等の入力や審査、還付金の支払手続、申告内容についての照会文書の発送など）を、専担部署（業務センター）で集約処理する取組です。

（※2） e-Taxで申告、申請・届出等を行う場合に、別途郵送等で書面による提出が必要な登記事項証明書や売買契約書の写しなどの一定の要件に該当する書類については、イメージデータ（PDF形式）により提出することができます。

一定の要件に該当する書類については、法令の規定により原本の提出が必要な第三者作成書類が対象となります。詳細については、国税庁ホームページをご確認ください。

## 内部事務のセンター化の対象となる税務署

名古屋国税局では、令和3年7月から、専担部署（業務センター）で複数の税務署の内部事務を集約処理する「内部事務のセンター化」を進めており、令和8年の全署実施へ向けて、対象となる税務署を順次拡大しております。

また、令和7年7月10日からは、名古屋国税局業務センターが名古屋第二国税総合庁舎へ移転し、三の丸分室と統合するほか、沼津分室及び津分室では対象署を拡大し、以下のとおり実施する予定です。

名称・所在地	対象署	名称・所在地	対象署
名古屋国税局 業務センター 〒460-8527 名古屋市中区三の丸三丁目2番4号 名古屋第二国税総合庁舎	岐阜北税務署 岐阜南税務署 大垣税務署 名古屋東税務署 名古屋中税務署 (注2)	名古屋国税局 業務センター熱田分室 〒456-8570 名古屋市熱田区花表町7番地17号	熱田税務署 中川税務署
名古屋国税局 業務センター多治見分室 〒507-8710 多治見市白山町一丁目209番地	多治見税務署 高山税務署 関税務署 中津川税務署 尾張瀬戸税務署	名古屋国税局 業務センター豊橋分室 〒440-8535 豊橋市大国町111番地 豊橋地方合同庁舎	豊橋税務署 西尾税務署 新城税務署
名古屋国税局 業務センター清水分室 〒424-8783 静岡市清水区松原町2番15号 清水合同庁舎	清水税務署 藤枝税務署	名古屋国税局 業務センター刈谷分室 〒448-8522 刈谷市若松町一丁目46番地1 刈谷合同庁舎	刈谷税務署 豊田税務署
名古屋国税局 業務センター浜松西分室 〒430-8584 浜松市中央区中央一丁目12番4号 浜松合同庁舎	浜松西税務署 浜松東税務署 島田税務署 磐田税務署 掛川税務署	名古屋国税局 業務センター津分室 〒514-8544 津市桜橋二丁目99番地	津税務署 伊勢税務署 松阪税務署 桑名税務署 上野税務署 鈴鹿税務署 尾鷲税務署
名古屋国税局 業務センター沼津分室 〒410-8553 沼津市市場町九番1 沼津合同庁舎	沼津税務署 熱海税務署 三島税務署 富士税務署 下田税務署		

(注) 1 下線を付した部分は、令和7年7月10日からの変更箇所を示しています。

2 一部の行政指導事務等については、名古屋国税局業務センターにおいて、名古屋国税局管内全税務署の照会文書や通知書の発送、電話照会を集約処理しています。

名古屋国税局インボイス登録センターからの重要なお知らせ

## 郵送等による書類の送付先が変わります

- ◆ 令和7年7月に、名古屋国税局インボイス登録センターの設置場所を移転することとしており、インボイス制度に関する書類を郵送等により提出される場合は送付先が変更となりますのでご注意ください。

- ① e-Tax（データ）で提出する場合 ▶▶ 所轄税務署へ（従来どおり）  
 ② 窓口で提出する場合 ▶▶ 所轄税務署へ（従来どおり）  
 ③ 郵送等で提出する場合 ▶▶ 下記の送付先へ

### 名古屋国税局インボイス登録センター

#### 令和7年7月7日(月)以降の申請書等の送付先

名称	郵送等による書類の送付先（所在地）	
	令和7年7月6日まで	令和7年7月7日以降
名古屋国税局 インボイス 登録センター	〒461-0001 名古屋市東区泉一丁目17番8号	〒460-0001 名古屋市中区三の丸三丁目 2番4号 名古屋第二国税総合庁舎

※ 送付先の変更のみで、電話番号は現在使用している番号と変更ありません。

#### ご留意いただきたい事項

- ◆ インボイス登録センターには受付窓口がありませんので、書面の申請書等を直接持ち込む事はできません。
- ◆ インボイス登録センターでは、インボイス制度に関する一般的な相談等は受け付けておりませんので、一般的な電話相談については、インボイスコールセンターをご利用ください。

#### 郵送等の際の宛名としてご利用ください

----- キリトリ線 -----

〒460-0001  
 名古屋市中区三の丸三丁目  
 2番4号  
 名古屋第二国税総合庁舎  
 名古屋国税局インボイス登録センター 行

# インボイス登録センターでの受付書類

- ◆ インボイス登録センターでは、以下のインボイス制度に関する書類を受け付けております。
  - ・ 適格請求書発行事業者の登録申請書（国内事業者用・国外事業者用）
  - ・ 適格請求書発行事業者登録簿の登載事項変更届出書
  - ・ 適格請求書発行事業者の公表事項の公表（変更）申出書
  - ・ 任意組合等の組合員の全てが適格請求書発行事業者である旨の届出書
  - ・ 任意組合等の組合員の全てが適格請求書発行事業者である旨の届出事項の変更届出書
  - ・ 適格請求書発行事業者の登録の取消しを求める旨の届出書
  - ・ 適格請求書発行事業者の死亡届出書
  - ・ 任意組合等の組合員が適格請求書発行事業者でなくなった旨等の届出書
  - ・ 任意組合等の清算が終了した旨の届出書



## 登録申請手続等は、e-Taxをご利用ください！！

- ◆ 個人事業者の方は、スマートフォンからでも申請できます。
  - ◆ 詳しくは、インボイス制度特設サイトの「申請手続」ページをご覧ください。
- ※ e-Taxを利用した登録申請手続には、電子証明書（マイナンバーカード等）が必要です。

申請手続



### ○ インボイスコールセンター

インボイス制度に関する一般的なご相談は、インボイスコールセンターで受け付けております。

【専用ダイヤル】

0120-205-553（無料）

【受付時間】

9:00 ~ 17:00

（土日祝日及び年末年始を除く）

### ○ インボイス制度特設サイト

インボイス制度について、詳しくお知りになりたい方は、国税庁ホームページ（<https://www.nta.go.jp>）の「インボイス制度特設サイト」をご覧ください。

インボイス制度  
特設サイトへ

